

情報通信審議会 総会（第43回）議事録

- 1 審議期間 令和2年6月15日（月）から同年6月22日（月）18時まで
- 2 議決日 令和2年6月23日（火）
- 3 開催方法 文書による審議
- 4 参加者（敬称略）
内山田 竹志（会長）、西尾 章治郎（会長代理）、相田 仁、安藤 真、
石戸 奈々子、泉本 小夜子、伊丹 誠、市毛 由美子、江村 克己、
相賀 信宏、岡田 羊祐、上條 由紀子、熊谷 亮丸、國領 二郎、
三瓶 政一、竹村 詠美、谷川 史郎、知野 恵子、東條 吉純、
中澤 清孝、根本 香絵、根本 直子、平野 愛弓、堀 義貴、
増田 悦子、村山 優子、森川 博之、山内 弘隆、横田 純子、
米山 高生（以上30名）
- 5 議 題
 - (1) 議決案件
 - ① 「Web 会議システムを利用した会議への出席について（令和元年8月29日情報通信審議会決定第16号）」の一部改正について

議 事

(1) 議決案件

- ① 「Web会議システムを利用した会議への出席について（令和元年8月29日情報通信審議会決定第16号）」の一部改正について

【情報通信審議会事務局からの説明】

「Web会議システムを利用した会議への出席について」の情報通信審議会決定につきましては、令和元年8月29日の情報通信審議会総会において議決されたところであり、

内容は、Web会議システムを利用して会議に出席することができることとしたものですが、現行の決定においては、対象を会長以外の委員に限定しており、また、委員の過半数が会議に参集した上でのWeb会議システムの利用を認めることとしているため、会議の開催方法の選択肢が限られております。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症への対策として、オンラインを活用した各種会議・打合せ等が一般的に実施されており、情報通信審議会においても、上記の条件をはずすことにより、参集が困難な状況において緊急の審議が必要となった場合に、より柔軟に会議を開催することができるよう、資料43-1のとおり「Web会議システムを利用した会議への出席について（令和元年8月29日情報通信審議会決定第16号）」を改正するものであります。

【審議結果】

本件について、資料43-1の改正案のとおり、本決定の一部を改正することとしました。

以上